

令和 7 年 6 月 11 日

三重県知事

あて

医療法人住所 桑名市大字江場1365番地
医療法人の名称 医療法人 誠会
理事長 庭本 洋子
電話 (0594) 2 2 - 0 9 8 3

決 算 届

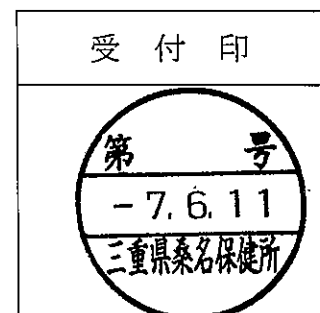
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの決算を終了したので、
医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第 3 3 条の 2 第 1 項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 誠会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県桑名市大字江場 1 3 6 5 番地

(3) 設立認可年月日 昭和 38年 3月 22日

(4) 設立登記年月日 昭和 38年 4月 2日

(5) 役員及び評議員 一 開示について、

		備 考
理 事 長	庭本 洋子	山崎病院 管理者
理 事	恒川 晋	
理 事	庭本 涼佑	
監 事	庭本 愛	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	山崎病院	2 4 1 0 1 0 5 0 7 2	三重県桑名市大字江場 1 3 6 5 番地	一般病床 0 床 療養病床 48 床 [医療保険 48 床] [介護保険 0 床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 5 月 2 1 日 前年会計年度決算の決定

令和 6 年 8 月 1 9 日 医師採用の件

令和 6 年 8 月 3 0 日 賃借料支払見直しの件

令和 6 年 1 0 月 1 7 日 医師（理事）採用の件

令和 7 年 3 月 2 1 日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
令和7年度の借入金額の最高額の決定

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特になし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

(6) そ の 他

特になし

様式 2

法人名 医療法人 誠会
所在地 三重県桑名市江場 1 3 6 5 番地

※医療法人整理番号 A20

財 産 目 録
(令和 7年 3月31日現在)

1. 資 産 額 1,015,701 千円
2. 負 債 額 108,249 千円
3. 純 資 産 額 907,451 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	135,287
B 固 定 資 産	880,413
C 資 産 合 計 (A + B)	1,015,701
D 負 債 合 計	108,249
E 純 資 産 (C - D)	907,451

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

端敬処理に於きあり

法人名 医療法人 誠会
所在地 三重県桑名市江場 1 3 6 5 番地

※医療法人整理番号 A20

貸 借 対 照 表
(令和 7年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	135,287	I 流動負債	108,249
現金及び預金	26,422	買掛金	8,983
事業未収金	87,311	短期借入金	69,085
たな卸資産	3,684	未払金	6,930
前払費用	1,609	未払費用	16,163
その他の流動資産	16,258	未払法人税等	36
II 固定資産	880,413	未払消費税等	652
1 有形固定資産	316,873	預り金	6,399
建物	180,870	II 固定負債	0
構築物	6,304	負債合計	108,249
医療用器械備品	18,053	純資産の部	
その他の器械備品	1,257	科 目	金 額
車両及び船舶	2,456	I 基金	6,000
土地	107,929	II 積立金	901,451
2 無形固定資産	1,654	任意積立金	325,000
借地権	1,150	繰越利益積立金	576,451
ソフトウェア	374	III 評価・換算差額等	0
その他の無形固定資産	130		
3 その他の資産	561,886	純資産合計	907,451
有価証券	140	負債・純資産合計	1,015,701
長期貸付金	7,465		
長期前払費用	397		
その他の固定資産	553,883		
資産合計	1,015,701		

端数は全て切り捨てて作成して
いるため、誤差が発生していること
法人に確認済。

法人名 医療法人 誠会

所在地 三重県桑名市江場 1 3 6 5 番地

※医療法人整理番号

A 2 0

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		598,016
2 事業費用		
(1)事業費	630,489	
(2)本部費	0	630,489
本来業務事業損失		32,472
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		32,472
II 事業外収益		
受取利息	20	
その他の事業外収益	22,963	22,983
III 事業外費用		
支払利息	584	
その他の事業外費用	156	740
経常損失		10,229
IV 特別利益		
固定資産売却益	3,284	
その他の特別利益	0	3,284
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	34	34
税引前当期純損失		6,980
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	0	72
当期純損失		7,052

繰越処理に於き差異あり

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 誠会

理事長 庭本 洋子 殿

私（注１）は、医療法人 誠会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年 ３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和７年 ５月２３日

医療法人 誠 会

監事 庭本 愛

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。